

## 町内会に関する条例検討委員会設置要綱

平成 29 年 10 月 16 日  
市長 決 裁

## (設置)

第 1 条 町内会に関する条例の制定について、必要な事項を検討するとともに、当該事項について意見交換を行うため、「町内会に関する条例検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## (構成)

- 第 2 条 委員会は、委員 10 名以内をもって構成する。
- 2 委員会に委員長、副委員長を置く。
  - 3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
  - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は委嘱の日から 1 年とし、再任を妨げない、ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

- 第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
  - 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。
  - 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、その意見を求めることができる。

## (会議の公開)

第 5 条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

## (謝礼)

第 6 条 委員には、会議出席ごとに謝礼を支払う。

## (部会等)

第 7 条 委員会に、必要に応じ部会等を設置することができる。

## (庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市民文化局市民自治推進室市民自治推進課において処理する。

## (その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 17 日から施行する。